

中東情勢に起因する物価高対策！ 景気対策特別貸付を拡充

※ 申請は郵送・窓口のほか、取扱金融機関による代行申請（委任状不要）もご利用いただけます。

※ 混雑緩和のため、郵送申請にご協力をお願いいたします。

貸付限度額	運転・設備資金 2,000万円 ※既に景気対策特別貸付を利用している場合は、その残高と合わせて限度額以内となります。
貸付期間	7年以内 （据置期間 12 か月以内を含む）
利 率	利用者負担 0.2% （区負担 1.8%）
信用保証料	全 額 補 助 ※繰上償還等により信用保証料の返戻金が生じた場合は、その返戻金をご返還いただきます。
受付期間	令和8年11月2日（月）から 令和9年3月31日（水）まで

主な資格要件

1. 主たる事業として東京信用保証協会の保証対象業種を営んでいる、中小企業信用保険法で定める中小企業者であること。
2. 法人は登記上の本店所在地が 1 年以上前から練馬区内にあり、個人事業主は主たる事業所所在地または住所が 1 年以上前から練馬区内にあること。また、法人・個人事業主とも同一事業を引き続き 1 年以上営んでおり、確定申告をしていること。
3. 個人事業主については、その事業収入が給与収入を超えていること。
4. 納期の到来した住民税（および軽自動車税）、法人住民税を完納していること。
5. 事業に必要な許認可（届出・登録・許可・認可・免許）等を受けていること。
6. 区からの信用保証料補助金返還請求の対象事業者でないこと。
7. 融資を受ける資金の使途が適正であり、かつ返済能力があること。
8. 練馬区暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団員および暴力団関係者でないこと。
9. 申込月の 3 か月前の月を含む連続した 3 か月または 12 か月の期間において、その前年同期から同一事業を行っており、前年同期と比較し売上高または利益率（売上総利益率または営業利益率）が減少していること。店舗の増減等の業態の変化による減少は対象となりません。

【申込みから貸付決定まで】

融資係	あっせん申込み	申込書に必要書類を添え、金融機関による代行申請、または融資係へ郵送もしくは窓口で申請してください。※混雑回避のため郵送申込にご協力ください。 ※融資の審査等ご不明な点は、 <u>あらかじめ取扱金融機関にご確認ください</u> 。
	紹介票発行	資格要件を確認後（1～2 営業日程度）、翌営業日以降に紹介票を発行します。
金融機関	融資申込み	紹介票に必要書類を添え、取扱金融機関に融資を申込みます。 ※必要書類や、保証（保証人、担保、協会保証等）については、 <u>あらかじめ取扱金融機関にお問い合わせください</u> 。
	融資の可否決定	金融機関・信用保証協会にて審査が行われ、融資の可否等が決定されます。
	融資の実行	金融機関と契約のうえ貸付を受けます。返済は元金均等・固定金利です。

裏面へ続きます

融資係	(融資の報告)	(金融機関から、融資の実行額・実行日・信用保証料等の報告があります。)
	保証料補助金の請求手続き	翌月末、請求手続きのご案内が郵送されますので、同封されている請求書・口座振込依頼書に必要事項を記入・押印のうえ、返送します。
	補助金の入金	(締切月の下旬、指定口座に入金されます。)

【申込みに必要な主な書類等】

※書類は返却いたしませんので、記名押印のある書類以外は全てコピーをご提出ください。

	個人事業主	法人
1	申込書 (HP からダウンロードしてください)	
	※ 実印または認印を押印(スタンプ印は不可)	※ 法人の代表者印(実印)を押印
2	直近の確定申告書および決算書類一式	
	・ 白色申告の方は確定申告書と内訳書 ・ 青色申告の方は確定申告書と決算書(または現金出納帳等の簡易帳簿)	※ 特定非営利活動法人では、事業報告書(計算書類・財産目録・年間役員名簿・社員のうち10人以上の者の名簿)、確定申告書(収益事業の場合)が必要です。
3	住民税(および軽自動車税)の領収書等 ・ 1月1日(1～6月中は前年の1月1日)以前から練馬区に住民登録のある方は、証明書類は不要です。 ただし、納付または口座引落されてから2週間以内の方は、当該領収書や記帳済みの通帳が必要です。 ・ 前項に該当しない方で、住民税非課税の場合は非課税証明書が必要です。 住民税課税の場合は、納期が到来した当年度(4～6月中は前年度)分の住民税領収書(口座引落の場合は記帳済みの通帳)および納税通知書、または納税証明書が必要です。	法人住民税の納税証明書 ・ 都税事務所等で発行した、直近の決算にかかる法人住民税の納税証明書が必要です。(領収書、納付確認書等では受付できません) ※ 収益事業を行っていない特定非営利活動法人は、免除を受けている証明書が必要です。 ● 練馬都税事務所 (03-3993-2261)
4	住民票 (発行から3か月以内のもの) ※区民の方は不要	履歴事項全部証明書 (発行から3か月以内のもの)
5	有効な許認可証・開設届等 (飲食業や理・美容業など許認可や届出が必要な業種のみ)	
6	・ 比較表 ・ 売上額または利益率(売上総利益率または営業利益率)が減少していることが分かる書類 申込月の3か月前の月を含む連続した3か月または12か月の期間において、その前年同期から同一事業を行っており、前年同期と比較して売上額等が減少していることが必要です。 ※ 帳簿や試算表や法人事業概況届などがが必要です。当期と前期をお持ちください。(原則、同一の資料で比較します。) ※ 帳簿上の前期の合計が決算額と一致していることが必要です。 ※ 帳簿や試算表などの代わりに、税理士の職・氏名・捺印のある比較表でも構いません。	
7	有効な見積書または支払前の請求書・契約書 (設備資金の場合のみ。自社見積不可) ※ 不動産物件の修繕費用等では、親族等の生活用に供している部分は対象外です。	
8	返信用レターパックライト (送付先住所を記入してください) ※窓口受取の場合は不要です。	
9	郵送用チェックリスト (HP からダウンロードしてください) ※窓口申請の場合は不要です。	

※ 上記のほか、その他の資料が必要となる場合があります。

※ 区の金利負担は、申込者が資格要件を失うなどの事由により終了します。

※ 区が負担する金利については、直接金融機関に支払います。

【お問い合わせ・申込み】

〒176-0001 練馬区練馬 1-17-1 Coconeri 4階

練馬区経済課融資係 電話 03(5984)2673



詳しくは、
区ホームページを
ご覧ください。